

議案第 1 1 8 号

宮川福祉施設組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、宮川福祉施設組合規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

宮川福祉施設組合規約の一部を変更する規約

宮川福祉施設組合規約（昭和 39 年 10 月 21 日県指令松連第 1012 号）の一部を次のように変更する。

第 5 条第 1 項中「12 人」を「8 人」に改め、「の長及び組合市町」を削り、「選出された議員 2 人とする」を「それぞれ議員 2 人を選出する」に改める。

第 6 条中「長又は」を削る。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（管理者及び副管理者）

第 8 条 組合に管理者 1 人及び副管理者 3 人をおく。

2 管理者は、組合市町の長がこれを互選する。

3 副管理者は、管理者が属する市町を除く組合市町の長をもって充てる。

第 9 条を削り、第 10 条を第 9 条とし、第 11 条から第 14 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。